

日本技術士会中部本部静岡県支部研究会規約(案)

(名 称)

第1条 本研究会の名称は、「静岡県支部研究会(以下「研究会」という。)」とする。

(目 的)

第2条 研究会は、日本技術士会中部本部静岡県支部会員が、あるテーマについて関心を持つ者同士が相互の協力を図り、研究の発表、情報交換等の場を提供する。会員の技術的深化発展に寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 研究報告会、講演会等の開催、出版、支部会報への投稿
- (2) 研究会の発起時の目的を達成するために必要な活動

(発足・継続・廃止)

第4条

- (1) 研究会の発足は、支部会員の発起により研究会立ち上げの議案が発生するが、静岡県支部会員2名以上の参加と理由や目的及び目標を明示することを条件として、静岡県支部役員会で決議する。
- (2) 継続については、無時限継続する。しかし、活動は行わないが「休止」扱いとして研究会存続を許容し、再活動できる。
- (3) 研究会としての発起目的が達成できた時、または、所属会員が2名以下となった場合、その研究会は役員会への報告をもって廃止する。

(会 員)

第5条 各研究会会員は、静岡県支部会員とそれ以外に必要な人材1名とする。

(入 会)

第6条 研究会の会員となろうとする者は、各研究会の定めた事務局に入会申込書を提出するものとする。

(会 費)

第7条 会費は、必要としない。

(役 員)

第8条 研究会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(研究会役員の選任)

第9条 会長、副会長及び監事は、研究会立ち上げ時の第1回会合において選任する。

(研究会役員の職務権限)

第10条 会長は、研究会を代表し、その会務を総括する。

副会長は、会長の指示に従い会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(研究会役員任期)

第 11 条 役員任期は、1 年とする。継続する時は研究会員の承認を得る。

(静岡県支部からの支援)

第 12 条 静岡県支部は、各研究会に、以下の事項を支援する。

- (1)研究会開催の会場費
- (2)研究会開催の出席者の交通費
- (3)研究で使用する書籍費や出張交通費及び消耗品
- (4)静岡県支部内で必要な人材の斡旋

このうち会場費、交通費に関しては、静岡県支部会計委員にその都度請求する。但し、(3)、(4)については書面での「理由書」を役員会に提出し、決議する。

(研究会の議事録)

第 13 条 各研究会では、開催都度に議事録を作成し、研究会全員に配付する。

(資産の構成)

第 14 条 研究会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成するが、資産は静岡県支部にある。

- (1) 活動に伴う収入
- (2) 購入物品
- (3) 成果物の著作権

(事業報告及び決算)

第 15 条 各研究会の活動等報告については、年次大会で報告しなければならない。また、研究会の決算は必要に応じ、収支報告書と財産目録等として作成し役員会に提出する。

(会計年度)

第 16 条 研究会の会計年度は、毎年 6 月 1 日より翌年 5 月 31 日までとする。
2 研究会の予算は、年度初めに役員会へ提出する。その際の会議会場費、交通費以外の項目については、その用途目的を明確化すると共にその結果となる報告を年次大会で報告する。

(規約の変更)

第 17 条 研究会の規約の改廃は、静岡県支部年次大会において行うものとする。

(その他)

第 18 条 本規約に定めのない事項については、静岡県支部役員会事会の議を経て静岡県支部長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

第 19 条 この規約は、平成 30 年 10 月 3 日から施行する。